

職業紹介事業の適正な運営のための問題集（解答を含む）

作成：大阪労働局需給調整事業部

需給調整事業第2課

（最終改訂：令和6年7月）

<職業紹介>

以下の設問について回答して下さい。

なお、各法律等の名称については以下の（）内の略称で表示しています。

- ・職業安定法（職安法）
- ・職業安定法施行規則（施行規則）
- ・職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（指針）
- ・職業紹介事業の業務運営要領（要領）

労働条件等の明示

Q1.

労働条件等の明示のうち、賃金に関する事項について、最低限記載しなければならない項目は、①基本給、②定額的に支払われる手当、③通勤手当、④昇給に関する事項の他、もう一つは何か。

A1. 賃金形態（月給、日給、時給等の区分）

なお、固定残業代を採用している場合は、

- ・固定残業代に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する固定残業時間及び金額）
- ・固定残業代を除外した基本給の額
- ・固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分の割増賃金を追加で支払う旨の記載も行う必要があります。

（職安法5条の3第4項、施行規則4条の2第3項、指針第3の1（3）ハ）

Q2.

労働条件等の明示において、正社員の募集であれば、試みの使用期間について記載しなくても良い。○か×か。

A 2. ×

正社員の募集であったとしても試みの使用期間に関する記載は必要となります。(職安法 5 条の 3 第 4 項、施行規則 4 条の 2 第 3 項)

Q 3.

労働条件等の明示について、令和 6 年 4 月 1 日から新たに明示しなければならない事項は何か。(3つ)

A 3.

- ・ 従事すべき業務の内容の変更の範囲
 - ・ 就業場所の変更の範囲
 - ・ 有期労働契約を更新する場合の基準
- (職安法 5 条の 3 第 4 項、施行規則 4 条の 2 第 3 項)

国外にわたる職業紹介

Q 4.

国外にわたる職業紹介を行う場合、求職者に対して渡航費用等の金銭を貸し付けている取次機関を利用することができる。○か×か。

A 4. ×

職業紹介事業者は、国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当するものを利用してはいけません。(指針第 6 の 10 (4)、要領第 9 の 5 (9) 二 (ロ))

- ① 相手先国において活動を認められていない取次機関
- ② 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、求職者との間で職業紹介に係る契約の不履行について違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付ける取次機関

Q 5.

日本国内に居住する外国人を日本国内の求人者に紹介する場合は、外国人の紹介であることから、国外にわたる職業紹介として労働局への届出が必要である。○か×か。

A 5. ×

国内に居住する労働者を国内の事業所に紹介するため、国外にわたる職業紹介にはあたりません。(職安法 32 条の 12、要領第 1 の 2 (4))

取扱職種の範囲

Q 6.

取扱職種の範囲等の明示において、求職者に対しても、求人者から徴収する手数料を明示する必要がある。○か×か。

A 6. ○

求職者に対しては、求職者から徴収する手数料だけでなく、求人者から徴収する手数料についても明示しなければなりません。また、求人者に対しても同様に、求職者から徴収する手数料についても明示する必要があります。

(職安法 32 条の 13、施行規則 24 条の 5、要領第 6 の 3)

Q 7.

取扱職種の範囲について、厚生労働大臣に全職種と届出をしているが、実際には特定の職種しか取り扱っていない場合、それ以外の職種のみでの就職を希望する求職者の求職申し込みを受理しないことが出来る。○か×か。(前提として、求職の申込みの内容は法令に違反していないものとする)

A 7. ×

求職の申込みは、その申込みの内容が法令に違反する場合を除き、全て受理しなければならないこととされています。(職安法 5 条の 7)

そして、この規定は厚生労働大臣に届け出た取扱職種の範囲等の範囲内に限り適用されることとなります。本問では、取扱職種の範囲を全職種として届け出ていることから、求職の申込みを不受理にすることはできません。(職安法 32 条の 12 第 2 項)

情報提供

Q 8.

職業紹介事業者は前事業年度における就職者数等の情報について、人材サービス総合サイトを用いて情報提供するよう努めなければならない。○か×か。

A 8. ×

努力義務ではなく義務となっています。(職安法 32 条の 16 第 3 項、施行規則 24 条の 8 第 3

項、要領第9の6)

個人情報

Q9.

職業紹介事業者は求職登録の際、求職者に連絡がつかない場合に備えて他の連絡方法を把握するため、家族構成とその連絡先（氏名、電話番号）を提出させてもよい。○か×か。

A9. ×

職業紹介事業者は、業務の目的の範囲内で個人情報を収集することとされており、業務の目的に不要な個人情報は集めてはなりません。本問の場合は、連絡先（名前、電話番号）を収集すれば足り、家族構成までは不要と考えられます。（職安法5条の5第1項、指針第5の1（2））なお、公正採用選考の考え方を参照。

転職勧奨

Q10.

職業紹介事業者は、自身の職業紹介により就職した全ての者に対し、転職の勧奨を行っても構わない。○か×か。

A10. ×

職業紹介事業者は、その紹介により就職した無期雇用労働者に対し、就職した日（雇入年月日）から2年間は転職勧奨が禁止されています。（指針第6の5（1））

返戻金制度

Q11.

職業紹介により就職した労働者が早期に離職した場合、人材の確保ができずに、紹介手数料も支払うこととなるのは、求人者にとって負担が大きい為、有料職業紹介事業者は返戻金制度を設けることが望ましい。○か×か。

A11. ○

設問記載の趣旨から返戻金制度を設けることが望ましいとされています。
（指針第6の5（2））

年齢制限

Q 1 2.

労働者を募集する際の業務の内容において、重いものを運ぶ仕事をしてもらいたい場合は、若くて力の強い労働者が欲しい為「35歳以下に限る」というように条件を絞って募集を行っても構わない。○か×か。

A 1 2. ×

労働者の募集及び採用について、年齢制限は原則禁止されています。なお、一定の場合は年齢制限が認められますが、本問のような趣旨では該当しません。(労働施策総合推進法9条、労働施策総合推進法施行規則1条の3第1項、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律20条)

業務提携

Q 1 3.

職業紹介事業者間で業務提携する場合に限っては、求職者の就職を成立させるためという目的に変わりがないことから、提携する職業紹介事業者に対して業務に必要な範囲内で求職者の情報を提供する場合は、求職者の承諾を得ていなくても構わない。○か×か。

A 1 3. ×

業務提携の内容を明示した上で、事前に業務提携する職業紹介事業者ごとに情報提供を行う旨の了承を求職者から得なければなりません。このことは、業務提携に際して求人和其他の職業紹介事業者に提供しようとする場合も、同様となります。(職業安定法5条の5、51条及び51条の2、要領第9の7(5)ロ、ハ)

職業紹介責任者

Q 1 4.

職業紹介事業所において、職業紹介に係る業務に従事する者の数が101人であるとき、職業紹介責任者は2人選任することで足りる。○か×か。

A 1 4. ×

職業紹介に係る業務に従事する者の数が50人につき職業紹介責任者を1人以上選任する必要があります。本問の場合は3人以上の選任が必要です。(職安法32条の14、施行規則24条の6第1項第2号)

許可証等

Q 1 5.

有料職業紹介事業者が、事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により情報提供を行わなければならないものは、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面のみである。○か×か。

A 1 5. ×

手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面だけでなく、業務の運営に関する規程も情報提供しなければなりません。(施行規則 24 条の 5 第 4 項)

また、許可証についても同様に公開しなければなりません。許可証を公開しない場合においては、職業紹介事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは、提示しなければなりません。(職安法 32 条の 4、要領第 9 の 8(8))

求人・求職・手数料管理簿

Q 1 6.

求人求職管理簿は求人又は求職の有効期間終了後から、手数料管理簿は手数料の徴収完了後から、それぞれ何年間保存する必要があるか。

A 1 6. 2年間

(職安法 32 条の 15、施行規則 24 条の 7、要領第 7 の 6 (4))

求人管理簿

Q 1 7.

求人管理簿について最も適切なものはどれか。

- ①求人者の連絡先については、担当者の名字と電話番号の記載があれば足りる。
- ②無期雇用の就職者については、就職後 6 か月以内の離職状況を記載する必要がある。
- ③求人数の記載について、明確に定まっていない場合は「若干名」と記載することで足りる。

A 1 7. ②

①は、電話番号の他、担当者の名字では足りず氏名を記載する必要があります。

③は募集する労働者の人数を記載する必要があります。

(職安法 32 条の 15、施行規則 24 条の 7、要領第 7 の 6 (3))

手数料管理簿

Q 1 8.

手数料管理簿についての記載において、徴収した金額を書いておけば、算出の根拠となった賃金や割合等の内容がわかるように記載する必要はない。○か×か。

A 1 8. ×

手数料の算出根拠については、算出根拠となった賃金、割合等の内容がわかるように記載しなければなりません。(職安法 32 条の 15、施行規則 24 条の 7、要領第 7 の 6 (3))